

注. 1 ロバートソン・D, デニソン・S, 「産業統制論」1923 P, 14および吉岡金市「農業労働の技術学」昭26 P, 78参照。

2 の点については当時機械化作業第二研究室長 吉米地技官から, 3については秋田県農試経営科長高橋技師から有益な示唆をいただいた。

トラクター利用組織の再編と組合会計

鈴木 愛 徳

(東北農試)

1 問題提起

東北地方においては、乗用トラクターの普及は当初国・県、そして市町村、農協といった官公営ないしはその指導助成によって始められた。その後、これらの試験的な展示事業の効果が次第に顕れ、農家が自主的に利用組合を結成してトラクターを共同で導入・利用するものが

増加してきた。現在では約6千台が水稲、りんご作地帯を中心に普及している。

しかし、その利用には稼働の作業範囲が耕起・整地作業あるいはS・S牽引に主として限られて年利用時間が一般に少なく、資本の効率がきわめて悪いものが多い(第1表)。

トラクターの普及の伸長に対応して組合員外の賃稼働

第1表 共同利用トラクターの作業別利用時間比率(%)

		耕耘整地	施肥播種	防除	収穫	運搬	その他	計
水田	超大型	91.2	—	2.4	0.4	5.1	0.9	100 (276.5)
	中型	94.4	—	—	0.8	4.8	—	100 (249.2)
畑	中型	75.9	2.8	—	2.4	17.8	1.1	100 (246.0)
りんご	超大型	3.5	—	94.6	0.4	1.5	—	100 (431.4)
	大型	—	—	98.5	—	1.5	—	100 (400.0)

(1) 岩手農試：岩手県におけるトラクターの導入・利用の動向について 昭40.3

(2) ()内は平均利用時間

市場が極度に狭くなり、組合の運営は員外賃収入に依存でき難くなっている。そこで、員内の利用面積を拡げる以外に利用時間を増す方法がない。その前提には利用組合がトラクターを計画的能率的に運営できるような体制に組織されていなければならない。しかし、現在の利用組合にはこの面の問題点が少なくない。そこで、トラクター利用の進展を図るには、これに対応した合理的利用組織に再編成するということが重要な課題となるわけである。

ここでは課題を利用組織の再編と組合の会計方式との関係、すなわち現利用組織を合理的な組織・体制に再編成しようとする場合、多くの組合が採用している会計方式はいかなる関係において問題となるかに限定し、その機構を検討してみたい。

2 利用組合の運営会計の特徴

トラクター共同利用組合はトラクター本機とその作業機を共同で導入し、農家はその作業機能を求めようとする機能集団の一つである。この設立・運営にはトラクター導入資金とその経費の負担が伴うわけで、この負担のあり方に組合会計の特徴が反映されているものとおもう。

トラクターの導入資金は組合員の出資金によって賄うことを原則としている組合が多い。現在のトラクターは国・県などの融資・補助事業として導入される関係から、農家の現金出資負担額が全体の1~2割程度と低く、制度資金の借入金の占める比重が大きい。

この借入金は本来農家が現金で出資すべきものを組合

一括借入し、農家の負担を一時肩替りしたものである。だから、借入金の償還及び金利引当金は現金出資負担と同様組合員の耕地面積あるいはトラクター利用対象

地目面積割で組合員に賦課する組合が多い。そして、トラクターの利用収入から支払っている組合はきわめて少ない(第2表)。

第2表 償還金の負担方法別利用組合比率

	戸数割	経営面積割	利用対象地 面積割	利用料収 入引当	利用料+面 積割	その他	計
水田	9.1	26.0	33.7	6.5	23.4	1.3	100.0
水田・畑	14.3	28.6	42.8	14.3	—	—	100.0
畑	47.4	5.3	15.8	10.5	10.5	10.5	100.0
果樹	—	12.2	69.5	2.0	12.2	4.1	100.0
計	11.2	19.0	43.5	5.9	17.1	3.3	100.0

(1) 第1表に同じ

一方、組合の運営経費はトラクターの利用収入によって賄われるわけであるが、この経費の中に固定資産の費消部分を補填するための償却引当金が計上されていない(償却引当金を積立てている組合は36組合中2組合だけ)。そこで、稼動経費を流動費だけに限定して利用収入に対置し、これで収支のバランスが得られる程度に利用料金を一般賃料水準より低く決めている。だから、組合会計には償却引当金を積立て得る程の剰余金が生じないわけである。つまり、これらの組合では運営会計を固定資産勘定と流動資産勘定を分離し、別個に必要な経費を組合員から徴収する建前をとっている。

そこで、この固定・流動両資産勘定を分離する会計方式で運営されてきた岩手県紫波町のH利用組合を素材としてこの会計方式に内在する問題点を明らかにし組織再編との関係を検討してみよう。

3 H組合の運営会計上の問題点

この組合は35年8月に13戸の水稲・りんご作農家によって組織され、トラクター本機(32PS)及び作業機5点を導入して、主に水田の耕起・代かき作業に利用してきた。そして、この組合は内部に組織・運営上の問題もあって39年3月この地区全域を対象とする新利用組合の設立を契機にそれと統合するため組合資産を精算して解散した¹⁾。そこで、この組合の過去3カ年間の流動資産勘定の実績と解散によって確定した固定資産勘定をみよう。

さて、この組合の出資金は総額 1,881,980円であり、これを組合員の全水田面積とトラクター利用可能水田面積(乾田で5a区画以上の水田)の二つを基準にして組

合員がつぎのようにして負担した。

(1)水田面積割

(10a当り 3,920円) 941,880円

(2)利用可能田割

(10a当り 4,760円) 940,100円

出資総額 1,881,980円

しかし、その内 129万円を農林漁業金融公庫から借入れたので農家が組合設立に当って現金で出資したのは残額の 592千円である。そして、借入金の償還及び金利は組合がその都度農家から徴収して支払ったことはいうまでもない。

組合の解散によって確定した固定資産減価額は固定資産調達価額 1,878千円とその売却価額 950千円との差額 928千円である。さらに借入金利子80千円があるから固定資産勘定の負担総額は 1,008千円である。しかし、流動資産勘定の剰余金36千円が解散時に固定資産勘定に繰入れられたので、実際の負担額は 972千円である。

一方、流動資産勘定では組合員が過去3カ年間に 259千円の利用料を支払っている(第3表)。これは組合員

第3表 H利用組合の流動資産収支(昭36~38)

収	入	支	出
利用料	932,270	燃料・油脂費	238,729
員内	259,489	修理費	300,849
員外	681,781	労賃	334,305
未収利用料	63,840	管理費	77,190
雑収入	16,828	その他	25,793
計	1,012,938	計	976,870
		差引剰余	36,068

の総負担額 1,231千円の21%に当る。だから、この組合では総費用の79%をトラクター利用量の多少に関係なく水田面積割で組合員に賦課していたわけである。

この水田面積比例重点の費用負担方式はトラクター利用が水田の耕起・代かき作業に限られている段階では問

注. 1) 拙稿:トラクター利用組織の再編,東北農試経営部資料(昭40.2)参照。

題が少ないとしても、作業機の種類が増加してトラクター利用が多面的に、しかもそれが農家間で不均等に発展しつつある現状では組合員の利用量と費用負担額とが一致しない欠陥をもつ。

この組合の固定資産勘定は当初トラクター導入資金を調達する必要から発生したものである。これが資本と資産の両面勘定に分離・対置されていない。しかも、固定資産に対する償却認識が確立していないから固定資産の両面勘定は組合解散の取組をとらないと確定しがたい会計組織上の欠陥をもっているといえる。

また、組合運営会計の固定資産償却引当金として計上すべき内容のものを出資金の名目で組合員に前払させている。そこで、前記組合借入金も組合員個人の責務として義務づけ、組合を脱退してもこの責務だけが残る仕組みになっている。また、新規に加入する場合には固定資産の確定が困難であることから、他の組合員と同額の出資負担が賦課される。

この種の会計方式をとる組合では、組合員の加入・脱退が自由であると規定しても、組合員の移動が費用負担の面から制限されており、この会計方式が利用組織を固定化してトラクター利用の展開に対応した合理的利用組織への再編成を制約することとなるようにおもう。

4 む す び

現在のトラクター利用は耕地条件・作業機などの技術的問題を克服しながら次第に多面的利用に展開し、トラクター農法の確立に指向して進展するものとおもう。そして、この発展過程で共同利用体制を確立して投資効率を高め得るような利用組織へと展開して行くものと考えられる。

しかし、この固定・流動両資産勘定の分離会計方式ではトラクター利用の多面的展開に対応して利用量と費用負担額との矛盾が引き起されるわけである。それが逆に矛盾の発生を回避するために組合員全体が揃って利用できないような新作業機の導入・利用を見合わせることとなり、トラクター利用を耕うん作業、あるいはS・S牽引に集中・固定化して利用の多面的展開を規制している傾向がみられる。

この会計方式はトラクター利用が試験的段階にあった時点では固定費を利用の有無にかかわらず別個に徴収して組合経理の安全を図る意味で重要な意義をもったが、現段階ではむしろトラクター利用の進展を阻止し、併せて利用組織を固定化し、その合理的展開を制約しているものといえる。

水田におけるトラクターの共同利用に関する研究

第2報 中型トラクターの利用規模決定要因について

阿部 健一郎・高橋 正男

(秋田県農試)

1 ま え が き

秋田県における、最近のトラクター導入は15~20PSと、30~40PSを中心として普及している。前者は5~20戸程度の農家小組合によって耕うん機に代替えるものとして、また後者は農業構造改善事業による基盤整備に対応するものである。しかも本県では、おもに果樹・畑作への導入利用ではなく、水田利用を中心として普及している(第1表)。

しかし、これら水田利用のトラクターも導入後まだ日が浅く、その利用も耕うん過程にとどまり、営農と密着した多面的利用にまで展開している組合はまだ極めて少

第1表 導入目的別馬力別普及台数

目的 PS	水田	田畑	畑	果樹	草地	その他	計
9~10	17	12			1		30
11~14	15	15	1			1	32
15~20	86	24	15	8	4	1	138
21~30	13		1	3	1		18
31~40	25	6	9	26	5	2	73
41~50	3	1	3	4	2		13
50以上					2		2
計	159	58	29	41	15	4	306
比率	52.0	19.0	9.5	13.4	4.9	1.3	100

注 秋田県農政課調べ
昭39年12月末現在公有を除く